

最低制限価格率の引き上げについて

次のとおり、最低制限価格率の引き上げを行います。

① 建設工事

予定価格の 88.00%～90.00% ⇒ 89.00%～91.00%
(1%の引き上げ)

② 建設工事に係る業務委託（建設コンサルタント）

予定価格の 74.00%～76.00% ⇒ 80.00%～82.00%
(6%の引き上げ)

〔時期〕平成 26 年 4 月 2 日以降の入札公告・指名通知から実施

※最低制限価格の設定方式については、別紙に記載しております。

最低制限価格の設定方式について

【建設工事】・【建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント)】

「入札額の合計を定数201で割ったときの余り(0~200)」により最低制限価格率を算出する方式

※「入札額の合計」とは、「予定価格(消費税抜き)×最低制限価格率の範囲の下限」(円未満切捨て)から、「予定価格(消費税抜き)」までに、入札された入札額の合計

※「最低制限価格率の範囲の下限」とは、建設工事が**89.00%**、建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント)が**80.00%**

建設工事 最低制限価格率 = **89.00%** + (0.00~2.00)%

↑
(割り算の余りで算出)

建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント)

最低制限価格率 = **80.00%** + (0.00~2.00)%

↑
(割り算の余りで算出)

※ 設定方式は、平成26年4月2日以降の入札公告・指名通知から実施

※ 下記は、建設工事の場合。建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント)も準用

《具体例①》 一般的な例

予定価格 10,000,000円(消費税抜き)

	入札額	入札率	
1	9,150,000円	91.50%	91.00%
2	9,100,000円	91.00%	
3	9,050,000円	90.50%	落札者
4	9,000,000円	90.00%	
5	8,900,000円	89.00%	89.00%
合計	45,200,000円		最低制限価格 9,025,000円

《計算方法①》

① 入札額合計	45,200,000円	入札者全員(5者、1~5番)の入札額の合計
② 最低制限価格率の算出	入札額合計を201で割って余りを算出	125 45,200,000 ÷ 201 = 224,875 余り125
	余りを100で割った数を算出	1.25 125 ÷ 100 = 1.25
	89.00%に上記の数を足して最低制限価格率を算出	90.25% 89.00 + 1.25 = 90.25 (最低制限価格率)
③ 最低制限価格	9,025,000円	最低制限価格は、予定価格(消費税抜き)に最低制限価格率を掛けた金額(円未満切捨て)とする。 10,000,000 × 90.25% = 9,025,000

※201で割る理由 89.00%~91.00%の2.00%の範囲が、0.01%刻みで201通りあり、0~200の余りとするため、201で割る。

※100で割る理由 余りが0~200であり、これを89.00%に足すために、100で割り、0.00~2.00の数とする。

《具体例②》 右側の「条件」に該当する例

予定価格 10,000,000円（消費税抜き）

	入札額	入札率
1	9,400,000円	94.00%
2	9,080,000円	90.80%
3	9,050,000円	90.50%
4	9,000,000円	90.00%
5	8,900,000円	89.00%
合計	45,430,000円	

91.00%

落札者

89.00%

最低制限価格
9,080,000円

☆「条件」

「《計算方法》により算出された率」から上限までの範囲に、有効な入札がなく、下限から「《計算方法》により算出された率」までの範囲に、有効な入札がある場合、下限から上限までの範囲において、上限に最も近い入札金額を、最低制限価格とする。

※上限とは、最低制限価格率の範囲の上限(91.00%)

※下限とは、最低制限価格率の範囲の下限(89.00%)

《計算方法②》

① 入札額合計	45,430,000円	入札者全員(5者、1~5番)の入札額の合計
② 率の算出	入札額合計を201で割って余りを算出	181 45,430,000 ÷ 201 = 226,019 余り181
	余りを100で割った数を算出	1.81 181 ÷ 100 = 1.81
	89.00%に上記の数を足して率を算出	90.81% 89.00 + 1.81 = 90.81
③ 最低制限価格	9,080,000円	「上記の率」(90.81%)から上限(91.00%)までの範囲に、有効な入札がなく、下限(89.00%)から「上記の率」(90.81%)までの範囲に、有効な入札がある場合、下限(89.00%)から上限(91.00%)までの範囲において、上限(91.00%)に最も近い入札金額(9,080,000円)を、最低制限価格とする。

《具体例③》 全ての入札額が、最低制限価格の範囲の上限を超えている例

※「最低制限価格の範囲の上限」とは、「予定価格(消費税抜き) × 最低制限価格率の範囲の上限(91.00%)」(円未満切捨て)

予定価格 10,000,000円（消費税抜き）

	入札額	入札率
1	10,000,000円	100%
2	9,900,000円	99.00%
3	9,600,000円	96.00%
4	9,400,000円	94.00%
5	9,101,000円	91.01%
合計	48,001,000円	

91.00%

落札者

最低制限価格
9,090,000円

《計算方法③》

① 入札額合計	48,001,000円	入札者全員(5者、1~5番)の入札額の合計
② 最低制限価格率の算出	入札額合計を201で割って余りを算出	190 48,001,000 ÷ 201 = 238,810 余り190
	余りを100で割った数を算出	1.90 190 ÷ 100 = 1.90
	89.00%に上記の数を足して最低制限価格率を算出	90.90% 89.00 + 1.90 = 90.90 (最低制限価格率)
③ 最低制限価格	9,090,000円	最低制限価格は、予定価格(消費税抜き)に最低制限価格率を掛けた金額(円未満切捨て)とする。 10,000,000 × 90.90% = 9,090,000